

30 文科高第 375 号
社援発 0807 第 1 号
平成 30 年 8 月 7 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各国公私立大学長 殿
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長
各地方厚生（支）局長
各関係団体の長

文部科学省初等中等教育局長
(公印省略)

文部科学省高等教育局長
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局長
(公印省略)

社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）

社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令（平成 30 年文部科学省・厚生労働省令第 3 号）及び社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 104 号）については、平成 30 年 8 月 7 日付けで公布され、同日より施行されます。

これらの省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれてはこれを御了知いただくとともに、関係機関に対し周知を行っていただくようお願いします。

また、都道府県教育委員会におかれては、所管の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）、域内の高等学校を所管する指定都市を除く市町村教育委員会及びその他の教育機関に対して、指定都市教育委員会におかれては、所管の高等学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の高等学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く国立大学法人学長におかれては、その管下の高等学校に対して、本改正の内容について周知を行っていただくようお願いします。

1. 改正の趣旨

社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成 20 年文部科学省・厚生労働省令第 2 号。以下「学校規則」という。）第 8 条第 4 号及び第 5 号においては、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号。以下「法」という。）第 40 条第 2 項第 4 号の規定に基づく高等学校又は中等教育学校（以下「福祉系高等学校等」という。）における介護福祉基礎等の科目を教授する教員の配置等所要の要件を定めているところ、学校規則附則第 6 条第 2 項及び第 3 項において経過措置が設けられている。これについて、今般、福祉系高等学校等における教員の確保が円滑に行われるよう、所要の改正を行う。

あわせて、法第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに規定する学校又は養成施設（以下「介護福祉士学校等」という。）に係る教育の内容を定めた学校規則及び社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和 62 年厚生省令第 50 号。以下「養成施設規則」という。）における別表について、厚生労働省社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会の報告書等を踏まえ、認知症高齢者の増加などに伴う介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応できる介護福祉士を養成するため、同別表第 4 に規定された教育内容の見直しを行う。

その他所要の規定の整備を行う。

2. 改正の内容

(1) 福祉系高等学校等の教員要件の経過措置の見直し（学校規則附則第 6 条第 2 項及び第 3 項関係）

介護福祉基礎等の科目を教授する教員について、平成 26 年 4 月 1 日以降に文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会（以下「講習会」という。）を受講した一定の者についても、当分の間、介護福祉士等の資格を有する者としてみなすこととする。

なお、講習会の開催に関する申請手続について、別途、定めることとしている。

(2) 介護福祉士学校等の養成課程における教育内容の見直し（学校規則及び養成施設規則別表第 4 等関係）

- ① 学校規則及び養成施設規則の別表第 4 に定める介護福祉士学校等の教育内容について、介護の質を高めるために必要なチームマネジメントの能力を養うため、所要の科目の時間数を拡充する（30 時間→60 時間）。
- ② その他別表第 4 に係る経過措置等を含めた所要の規定の整備を行う。

3. 施行期日等

施行日 : 平成 30 年 8 月 7 日（公布日施行）

適用日 :

法第 40 条第 2 項第 1 号に規定する学校又は養成施設のうち

修業年限が 4 年以上のもの 平成 31 年 4 月 1 日

修業年限が 3 年以上 4 年未満のもの 平成 32 年 4 月 1 日

修業年限が 2 年以上 3 年未満のもの 平成 33 年 4 月 1 日

法第 40 条第 2 項第 2 号又は第 3 号に規定する学校又は養成施設 平成 31 年 4 月

1日

ただし、適用日以前に入学し、留年等をした場合、旧カリキュラムの適用を受ける者が新カリキュラムの授業を受ける必要があるが、その場合は当該新カリキュラムの授業を旧カリキュラムとして履修認定を行うとともに、新カリキュラムに沿った国家試験の実施年度以降については、新カリキュラムのみで実施される授業に関して補講を行うようにするなど、適切な配慮に努めるよう、関係機関に対し周知を図ること。